

手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

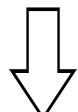
30. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整(3)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(動悸の有無、尿量、血圧等)、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン(注射薬)の投与量の調整を行う

【手順書の対象となる患者】

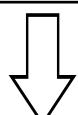
- 1. 血圧が維持されており、その他のバイタルや意識レベル、呼吸状態が安定している
- 2. 循環動態が比較的安定している(明らかに循環動態が不安定な状態ではない)



*いざれかに該当した場合、手順書の対象患者となる

【患者の病状の範囲】

- 1. 意識障害、胸痛、呼吸困難の出現なし
- 2. 血圧以外のバイタルサインの変動なし



*すべてに該当した場合、手順書の範囲内となる

*病状の範囲外の場合には、担当医の院内 PHS に連絡する。

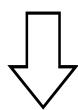
【診療の補助の内容】

1. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整

(実施内容: 血圧指示を主治医と確認、主治医と投与薬剤を選択し、一般的な投与範囲内で調整)

例: イノバン・ドブタミン $1\text{--}5\mu\text{g}/\text{kg}/\text{分}$ (病態に応じて $20\mu\text{g}/\text{kg}/\text{分}$ まで增量)

例: ノルアドレナリン $0.03\text{--}0.3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{分}$



*特定看護師に代理オーダーの権限はありません

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの明らかな悪化がない
- 血圧が担当医からの指示範囲内である
- バイタルサインの悪化がない
- 明らかな病状の悪化がない



*上記内容に異常を認めれば、担当医の院内 PHS に連絡する。

【特定行為実施後の報告について】

1. 担当医へ特定行為実施についての報告
2. 実施内容とアセスメントについて診療記録への記載

【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要になった場合の連絡体制】

1. 安全な医療を提供するために、必要時には報告、連絡、相談を行う。
2. インシデント、アクシデントに関連した事案について、担当医、指導医、医療安全室に報告する。
3. 土日、祝日、夜間に關しては、担当医もしくは当直医へ報告する。